令和２年度（2020年度）熊本県工事入札参加者資格審査における格付基準

熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱第２条第２項に規定する格付基準について、次のとおり定めるものとする。

第１　平成31・32年度（2019・2020年度）の２か年有効な熊本県工事入札参加者資格を有している者

１　等級区分の資格要件

（１）総合点数の基準

格付に当たっては、平成31・32年度（2019・2020年度）熊本県工事入札参加者資格認定時（以下「平成31・32年度資格認定時」という。）の経営事項評価点数を建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の結果（ただし、審査基準日が平成30年（2018年）10月1日から令和元年（2019年）年9月30日までのものに限る。以下「平成31年度経営事項審査結果」という。）の総合評定値と入れ替え、第１の１の（３）に規定する技術事項等評価点数を加えた総合点数に応じて、平成31・32年度（2019・2020年度）熊本県工事入札参加者資格審査における格付基準（以下「平成31・32年度格付基準」という。）の総合点数の基準に基づきそれぞれの等級に格付けするものとする。

（２）格付要件

平成31・32年度格付基準１の（２）から（６）までの格付要件は変更せず、平成31・32年度資格認定時の状態により、格付を行う。ただし、平成31・32年度格付基準１の（２）の要件を、本基準による資格認定時に欠いている場合には見直しを行う。

（３）技術事項等評価点数

技術事項等評価点数は平成31・32年度資格認定時のものを変更しない。ただし、「建設業者の合併等に係る総合点数の算定に関する特例要領」（平成17年4月1日熊本県告示第380号。以下「合併等特例要領」という。）による加算がある場合には、技術事項等評価点数を随時に見直す。

２ その他

（１）格付業種以外の取扱い

格付業種以外の業種については、平成31年度経営事項審査結果の総合評定値（合併等特例要領による加算がある場合には、総合評定値にその点数を加えたもの。）により順位付けを行う。

（２）経営事項審査を受審しなかった者又は審査未了者の取扱い

平成31年度経営事項審査結果を有していない者については、経営事項評価点数を０点として格付を行う。なお、平成31年度経営事項審査結果を有することとなった場合には、経営事項評価点数を当該結果に入れ替えて格付を見直す。

第２　令和２年度（2020年度）から有効な熊本県工事入札参加者資格を有する者

１　等級区分の資格要件

（１）総合点数の基準

格付に当たっては、平成31年度経営事項審査結果における総合評定値に、２に規定する技術事項等評価項目及び数値により算出した技術事項等評価点数を算出のうえ、下表の最も下位の等級に格付けするものとする。

等級	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事	電気工事	管工事
A	１，４３９点以上 １，０４６点以上 （※１，０９５点以上）	１，２４０点以上 １，０００点以上	１，２２５点以上	１，０３０点以上	９７０点以上
B	７４９点以上	８５０点以上	９６０点以上	８５０点以上	８４０点以上
C	７４９点未満	７９０点以上	９６０点未満	８５０点未満	８４０点未満
D		７９０点未満			

※土木一式工事及び建築一式工事にあっては上段がＡ１等級、下段がＡ２等級
※土木一式工事におけるＡ２等級の下段括弧書きについては、熊本地域に適用する。

２　技術事項等評価項目及び数値

（１）主として請け負う建設工事の種類別工事成績

ア　熊本県発注工事の種類別平均工事成績

期間中に竣工検査を完了した熊本県発注工事について、下記の計算式に応じて点数を算出。なお、期間中に実績がない場合は加点なしとし、点数が負の数値の場合は減点となる。

工事種別	土木一式工事 舗装工事	電気工事 管工事	建築一式工事
期間 (検査日)	平成 27 年（2015 年）1 月 1 日～ 令和元年（2019 年）12 月 31 日	平成 22 年（2010 年）1 月 1 日～ 令和元年（2019 年）12 月 31 日	
倍率算出	Y=0.00000016363X＋3		≪当初契約額 5,500 万円未満≫ Y=0.00000010909X＋4 ≪当初契約額 5,500 万円以上 1 億 3,200 万円未満≫ Y=0.00000002597X＋8.57196
	X:期間中に竣工した熊本県発注工事における当初契約額の最高額 Y:倍率		
点数算出	点数　＝　｛（対象工事成績の平均点　－　６５｝　×　Ｙ		
	※当初契約額 5,500 万円以上は Y=12 で固定		※当初契約額 1 億 3,200 万円以上は Y=12 で固定

※倍率（Ｙ）及び平均点は小数点以下を保持して計算し、計算結果から小数点以下を切り捨てたものを点数とする。
※合冊工事は関係工事の平均点を算出（四捨五入により整数化）し、それを１件の工事と見なして全体の工事成績を算出する。

※熊本市の政令指定都市移行に伴い県から熊本市に移譲された国道・県道及び水前寺江津湖公園に係る熊本市発注工事を含む。
　ただし、熊本市発注工事の工事成績は、熊本市発注の種類別工事成績（全体）の平均と熊本県発注の種類別工事成績（全体）の平均を比較し一定の割合を乗じて補正
≪土木一式工事、舗装工事≫※検査日
　平成 27 年（2015 年）1 月 1 日から令和元年（2019 年）12 月 31 日まで
≪建築一式工事、電気工事、管工事≫※検査日
　平成 24 年（2012 年）4 月 1 日から令和元年（2019 年）12 月 31 日まで

イ　熊本県発注工事優良工事状況
（平成 30 年（2018 年）1 月 1 日から令和元年（2019 年）12 月 31 日まで）

区　分	点　数
工事成績８５点以上	２０点
工事成績８０点以上８５点未満	１０点

※１年につき１件について評価する。

ウ　熊本県発注工事粗雑工事状況
（平成 30 年（2018 年）1 月 1 日から令和元年（2019 年）12 月 31 日まで）

区　分	点　数
工事成績６５点未満	１件当たり△２０点

（２）信用の度合

区　分	点　数
平成 30 年（2018 年）1 月 1 日から令和元年（2019 年）12 月 31 日までの間における指名停止	１月当たり△２０点

※１月未満の端数は１月で算定する。

（３）その他
ア　公共工事(国、地方公共団体、公団等発注の元請工事)の完成工事高

区　分	点　数
５００百万円以上	８０点
４００百万円以上　　５００百万円未満	７０点
３００百万円以上　　４００百万円未満	６０点
２００百万円以上　　３００百万円未満	５０点
１００百万円以上　　２００百万円未満	４０点
５０百万円以上　　１００百万円未満	３０点
１０百万円以上　　５０百万円未満	２０点
１０百万円未満	１０点
工事なし	０点

※２年間平均の公共工事完成工事高に応じ算定する。
　ただし、格付の適用年度の前々年度の経営事項審査未受審業者は直前の営業年度（１年分）における完成工事高により評価する。

イ　県関係研修会受講状況

区　分	点　数
平成 30 年（2018 年）1 月 1 日から令和元年（2019 年）12 月 31 日までの間における熊本県建設技術センター主催の研修会出席状況	出席人数１人につき１点 （１０点まで）

ウ　専門工事における完成工事高・完成工事高比率（舗装工事・電気工事・管工事のみ）

(ｱ) 専門工事の平均完成工事高

区　分	点　数
５億円以上	５０点
４億円以上　　５億円未満	４０点
３億円以上　　４億円未満	３０点
２億円以上　　３億円未満	２０点
１億円以上　　２億円未満	１０点
１億円未満	０点

※格付適用年度の前年度の経営事項審査における専門工事の平均完成工事高により算定する。

(ｲ) 平均完成工事高合計に占める専門工事の平均完成工事高の比率

区　分	点　数
９０%以上	９０点
８０%以上　　９０%未満	８０点
７０%以上　　８０%未満	７０点
６０%以上　　７０%未満	６０点
５０%以上　　６０%未満	５０点
４０%以上　　５０%未満	４０点
３０%以上　　４０%未満	３０点
２０%以上　　３０%未満	２０点
１０%以上　　２０%未満	１０点
１０%未満	０点

※ 格付適用年度の前年度の経営事項審査における平均完成工事高合計に占める専門工事の完成工事高の比率により算定する。

エ　高度な技術を要する工事の実績

（平成 17 年（2005 年）年 4 月 1 日から令和元年（2019 年）12 月 31 日まで）

区　分	点　数
トンネル工事	１０点
ＰＣ橋上部工事	１０点
基礎工事	１０点
軟弱地盤処理工事	１０点
管きょ推進工事	１０点
ダム工事	１０点

※土木一式工事の格付のみを加点対象とする。

※各工事の実績が１件以上ある場合に区分ごとに１０点を加点する。

※該当する工事の工種は次のとおり。

・トンネル工事・・・・NATM 工法・矢板工法・シールド工法(下水道管等埋設工事含む)
(注：ﾄﾝﾈﾙ工事には河川ﾄﾝﾈﾙ工事を含む)

・ＰＣ橋上部工事・・・ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ方式・ﾌﾟﾚﾃﾝｼｮﾝ方式(現場施工でﾌﾟﾚｽﾄﾚｯｼﾝｸﾞ工を伴う)

・基礎工事・・・・・・ﾆｭｰﾏﾁｯｸｹｰｿﾝ工・ｵｰﾌﾟﾝｹｰｿﾝ工・鋼管矢板基礎工・深礎杭工・場所打杭（ｱｰｽﾄﾞﾘﾙ工法など）

・軟弱地盤処理工事・・ｻﾝﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝ工法・深層混合処理工

・管きょ推進工事・・・中大口径推進工法（呼び径８００mm～）

・ダム工事・・・・・・重力式ｺﾝｸﾘｰﾄﾀﾞﾑ工・ｱｰﾁ式ｺﾝｸﾘｰﾄﾀﾞﾑ工・ﾛｯｸﾌｨﾙﾀﾞﾑ工
(注：ﾀﾞﾑ工事は多目的ﾀﾞﾑ・治水ﾀﾞﾑ・利水ﾀﾞﾑに限る。治山ﾀﾞﾑ・砂防ﾀﾞﾑは非該当)

オ　エコアクション２１の取得状況（令和元年（2019 年）9 月 30 日現在）

区　分	点　数
エコアクション２１の取得	５点

※経営事項評価点数にＩＳＯ１４００１の評価点数が含まれる場合は加点しない。

カ　事業活動温暖化対策計画又はエコ通勤環境配慮計画の取組状況
（令和元年（2019 年）9 月 30 日現在）

区　分	点　数
熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づく「事業活動温暖化対策計画」又は「エコ通勤環境配慮計画」に任意で取り組んでいる者	各計画につき２点

キ　新規学卒者雇用の状況（令和元年（2019 年）12 月 31 日現在）

区　分	点　数
学校教育法に規定する学校又は専修学校を平成 28 年度（2016 年度）から平成 30 年度（2018 年度）までの間に卒業した者を採用し６か月を超える常勤雇用	１人につき４点 （１６点まで）

ク　若年者の定着の状況（令和元年（2019 年）年 9 月 30 日現在）

区　分	点　数
平成 26 年（2014 年）10 月 1 日から平成 28 年（2016 年）9 月 30 日までの間に満 35 歳未満の者を採用し 3 年以上継続雇用	１人につき３点 （１２点まで）

ケ　大臣、知事表彰状況

区　分	点　数
平成 30 年（2018 年）1 月から令和元年（2019 年）12 月までの間における大臣又は知事の表彰	表彰１件につき１０点

※表彰者が大臣又は知事の場合に限る。

コ　ＶＥ提案の採択状況

区　分	点　数
平成 30 年（2018 年）1 月から令和元年（2019 年）12 月までの間における採択状況	１件につき２０点

※共同企業体（ＪＶ）による提案の場合は、出資比率により点数を按分する。

サ　舗装施工管理技術者（令和元年（2019 年）9 月 30 日現在）

区　分	点　数
１級舗装施工管理技術者	１人につき　５点
２級舗装施工管理技術者	１人につき　２点

※舗装工事の格付のみを加点対象とする。

シ　舗装用機械の保有状況と施工体制（令和元年（2019 年）9 月 30 日現在）

対　象　機　種		規　　格	点　数
アスファルトフィニッシャー		舗装幅１．４ｍ以上	２０点
①	マカダムローラー	質量１０ｔ以上	１０点
②	タイヤローラー	質量８ｔ以上　公道自走式	１０点
③	モーターグレーダー	ブレード幅３．１ｍ以上　公道自走式	１０点

※舗装工事の格付のみを加点対象とする。
※①～③の３機種は、アスファルトフィニッシャーを保有する者のみに加点する。
※同種の機械を複数台所有していても、加点対象は１台のみとする。
※機械の自社保有（令和元年（2019 年）9 月 30 日）が確認でき（専属リースを含む）、令和元年（2019 年）9 月 30 日現在で主に舗装工事に従事する常勤の運転手（資格取得者）を３人以上雇用している場合に加点する。

運転手の資格取得状況	下記１及び２のいずれの条件も満たしていること １　大型特殊免許を有すること。 ２　労働安全衛生法第６１条による技能講習[車両系:整地･運搬･掘削]を修了している、又は労働安全衛生法第５９条による特別教育[締固用機械]を修了したこと。なお、技能講習[車両系:整地･運搬･掘削]を修了したことと同等と認められる場合は以下のとおりとする。 ・車両系建設機械[整地･運搬･積込及び掘削用]運転技能特例講習、車両系建設機械運転技能特例講習、車両系建設機械[整地･運搬･積込及び掘削用]作業安全技術教育、車両系建設機械[整地･運搬･積込及び掘削用]運転業務従事者安全衛生教育のいずれかを修了したこと。 ・建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定１級又は２級（６種は除く）に合格したこと。 ・職業能力開発促進法による職業訓練等のうち、建設機械運転科又は建設機械整備科の訓練（通信の方法によって行う者を除く）を修了したこと。

ス　社会的貢献度

(ｱ)障がい者の雇用状況（令和元年（2019 年）6 月 1 日現在）

区　分	点　数
障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率が適用される者	法定雇用率を達成している場合　５点
障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率が適用されない者	障がい者を１人以上雇用している場合　５点

(ｲ) 男女共同参画の推進状況（令和元年（2019 年）9 月 30 日現在）

区　分	点　数
就業規則において育児休業制度及び介護休業制度の両制度を設けている場合	５点

(ｳ)社会貢献活動の状況（令和元年（2019 年）12 月 31 日現在）

区　分	点　数	
①常勤の従業員若しくは役員が県内の消防団に入団している者又は熊本県内市町村の消防団協力事業所の認定を受け、表示証の交付を受けている者	常勤の従業員若しくは役員が県内の消防団に入団している人数 １人：２点 ２人：３点 ３人以上：４点 熊本県内市町村の消防団協力事業所の認定を受け、表示証の交付を受けている者 １点 （上限５点）	２項目で１０点を上限
②保護観察者の協力雇用主の登録を行っている者	５点	

(ｴ) 防災協定の締結状況（令和元年（2019 年）9 月 30 日現在）

区　分	点　数
県と防災協定を締結している場合	２０点
熊本県内市町村と防災協定を締結している場合 （県と防災協定を締結している場合を除く）	５点

※県との防災協定は、(一社)熊本県建設業協会、(一社)熊本県法面保護協会、(一社)熊本県造園建設業協会、(一社)熊本県測量設計コンサルタンツ協会、(一社)熊本県地質調査業協会、(一社)熊本県電設業協会、熊本県電気工事業工業組合、熊本県管工事業組合連合会、(一社)熊本県メンテナンス協会、(一社) 熊本県道路保全協会のいずれかの団体に加入している場合に加点する。市町村との協定は、市町村と直接協定を締結している場合若しくは協定を締結する団体に加入している場合に加点対象とする。

セ　不当要求防止責任者講習の受講状況

区　分	点　数
平成 27 年（2015 年）1 月 1 日から令和元年（2019 年）12 月 31 日までの間に従業員若しくは役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく不当要求防止責任者講習を受講させた実績のある者	３点

ソ　新分野進出の状況

区　分	点　数
平成30年（2018年）1月1日から令和元年（2019年）12月31日までの間における新分野進出の状況	１０点

タ　継続学習制度（CPD（S））の単位取得状況

（平成26年（2014年）10月1日から令和元年（2019年）9月30日まで）

区　分	点　数
１００ＵＮＩＴ以上	２０点
８０ＵＮＩＴ以上　１００ＵＮＩＴ未満	１６点
６０ＵＮＩＴ以上　８０ＵＮＩＴ未満	１２点
４０ＵＮＩＴ以上　６０ＵＮＩＴ未満	８点
２０ＵＮＩＴ以上　４０ＵＮＩＴ未満	４点
１ＵＮＩＴ以上　２０ＵＮＩＴ未満	１点
１ＵＮＩＴ未満	０点

※以下の団体が実施する継続学習制度について、土木一式工事、舗装工事、建築一式工事の格付において加点対象とする。

土木一式工事、舗装工事において評価対象となる団体	建築一式工事において評価対象となる団体
(一社)全国土木施工管理技士会連合会、(一社)建設コンサルタンツ協会、(公社)地盤工学会、(公社)森林・自然環境技術教育研究センター、(一社)全国測量設計業協会連合会、(公社)全国上下水道コンサルタント協会、(公社)土木学会、土質・地質技術者生涯学習協議会(事務局:(一社)全国地質調査業協会連合会)、(一社)日本環境アセスメント協会、(公社)日本コンクリート工学会、(公社)日本技術士会、(公社)日本造園学会、(公社)日本都市計画学会、(公社)農業農村工学会、(一財)建設業振興基金、(一社)交通工学研究会、(一社)全日本建設技術協会	(公社)日本建築士会連合会、(一社)日本建築士事務所協会連合会、(公社)日本建築家協会、(一社)日本建設業連合会、(一社)日本建築学会、(公社)空気調和・衛生工学会、(一社)建築設備技術者協会、(一社)電気設備学会、(一社)日本設備設計事務所協会連合会、(一社)日本建築構造技術者協会、(一財)建設業振興基金、(公財)建築技術教育普及センター

チ 新技術開発等への取組状況

（平成27年（2015年）1月1日から令和元年（2019年）12月31日まで）

区　分	点　数
特許権の設定登録	１件につき１０点
ＮＥＴＩＳ（新技術提供システム）への登録	１件につき　５点
熊本県新技術・新工法活用促進支援工法への登録	１件につき　３点

ツ　労働安全に関する取組状況

区　分	点　数
平成30年（2018年）1月から令和元年（2019年）12月までの間における建設業労働災害防止協会熊本県支部又は林業・木材製造業労働災害防止協会熊本県支部が実施した技能講習及び安全衛生教育の受講状況	出席人数１人につき１点（１０点まで）

※「林業・木材製造業労働災害防止協会」が実施する講習等は刈払機、玉掛、チェーンソー、クレーンの取扱いに係る講習等に限る。

テ　総職員数

区　分	点　数
令和元年度（2019年度）経営事項審査の審査基準日における総職員数	総職員数 × 当該業種平均完成工事高 ／ 全業種平均完成工事高×１．２（６０点まで）

第３　その他

本基準による格付の有効期間は、令和２年（2020年）4月1日から令和３年（2021年）3月31日までとする。